

岩国市家庭学習用通信環境整備事業に係る
要求仕様書

令和2年12月
岩国市教育委員会

1 件名

岩国市家庭学習用通信環境整備事業

2 事業の目的

文部科学省による家庭学習のための通信機器整備支援事業における補助金を活用し、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症や自然災害の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により児童生徒が家庭でも学習を継続することができるとともに、平常時においてもICTを活用して家庭学習の更なる充実を図ることができるよう、学習に利用できるインターネット環境が十分に整備されていない児童生徒の家庭に対して貸与するためのモバイルWi-Fiルーターを調達し、その運用に伴って必要となる通信サービスや事務作業に係る役務等の提供を受けることを目的とする。

3 機器及び附属品調達

- ・ 物品名：モバイルWi-Fiルーター及び充電器
- ・ 数量：1,200台

機器仕様

- (1) 可搬型であり、児童生徒の利用に適した大きさ・重量であること。
- (2) AC給電せず連続して無線LAN通信（LTE通信時）できる時間が10時間以上であること。
- (3) バッテリー交換が可能であること。
- (4) 充電器を使用することで家庭用AC100Vコンセントからの充電が可能であること。また、充電中も通常どおり使用できること。
- (5) インターネット側はLTE通信で接続可能であること。また、Wi-Fi側についてはIEEE802.11a/b/g/n/ac以上に準拠していること。
- (6) 表示言語は日本語であること。また、日本国内向けの使用を想定した機器であること。
- (7) 温度0～35度、湿度10～90%の範囲で動作可能であること。
- (8) 最大通信速度は下り100Mbps以上、上り40Mbps以上であること。
- (9) Wi-Fi側同時接続数は5台以上であること。
- (10) セキュリティとしてWEP、WPA-PSK、WPA2-PSKに対応していること。
- (11) MACアドレスフィルタリング、APNプロファイル設定、IPアドレスフィルタリングが利用可能であること。
- (12) デュアルSIM対応モデルも可とする（ただし、1台に対して1個のSIMカードでの使用を想定）。
- (13) TELEC/JATE/WiFi Cer/PSEに対応していること。
- (14) 全て同一メーカー・同一機種とすること。
- (15) 機器取扱説明書を添付すること。
- (16) 1年以上の製品保証があること。

附帯作業

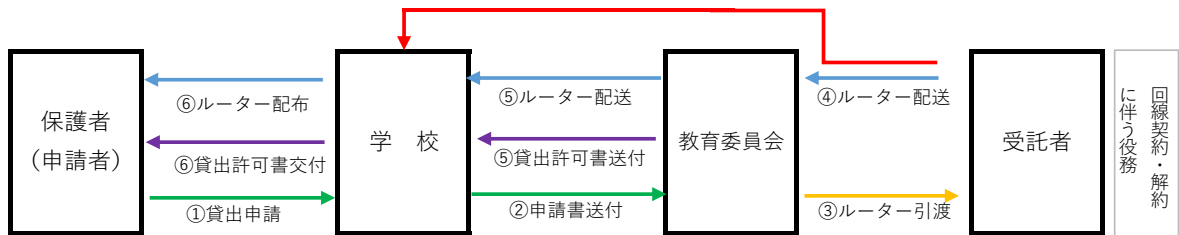
- (1) 購入時のキッティングとして必要な作業を行うこと。
 - ア 指定するSSID及び暗号化キーの設定
 - イ APNプロファイルのインストール
 - ウ 端末設定用管理者パスワードの変更

- エ 指定の備品整理用ラベルの貼付け
- オ その他購入時のキittingに含まれる作業

- 4 機器納入場所及び納入期限
- ・納入場所：岩国市役所 4 階 学校教育課
 - ・納入期限：令和 3 年 3 月 31 日

5 機器調達以外に求める業務

(1) 事業全体の流れ (イメージ)



(2) 求める業務

- ・データ通信回線サービスを市に提供すること。
- ・データ通信回線サービスの提供に伴う回線の契約及び解約に必要な役務の精査及び当該役務の全部又は一部の受託
- ・端末を介してのインターネット利用時におけるアクセス先制御

6 データ通信回線について

- ・データ通信が、より大容量で遅延なく安定して行える回線であること。
- ・月当たりのデータ通信容量とそれに応じた通信費について提案すること。なお、提案するプランは一つとすること。また、設定されたデータ通信容量を超過して使用した場合には通信を制限するなどの仕組みにより、追加費用が発生しないプランとすること。
- ・毎月の通信費については定額とすること。ただし、国の施策等の影響によって金額を改定すべき状況となった場合は柔軟に対応できること。
- ・通信回線契約は、SIM 1 個当たりの契約とする。調達する 1,200 台のうち、契約回線数は、端末の利用を希望する保護者からの貸出申請数による増加、保護者の都合による返却や転出・生徒の卒業等による減少に対応するため、必ずしも調達する 1,200 台の全ての台数分の契約を行うものではない。なお、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症や自然災害の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においては、保護者からの貸出申請によらず、一定数の契約を求めることがある。
- ・SIM の差し替えなしでデータ通信ができる、いわゆる「クラウド SIM」を使用する端末である場合を含め、回線の解約に伴う通信費の日割りが発生しないことが望ましい。
- ・通信費は市が負担する。
- ・回線契約は月単位で契約及び解約ができることが望ましいが、それが年次であっても可とする。
- ・回線契約数の減少による解約金等は無料であることが望ましいが、最低契約数の条件を付した場合に、当該最低契約数を下回るときは、有料であっても可とし、手数料として請求されること。

- ・契約個数が一定以下になっても定額料金の契約が破棄されるものでないこと。
- ・回線数の最低契約数の条件が付されていないことが望ましいが、本提案の際にそれを付す場合は 200 回線以下とすること。
- ・データ通信の利用状況（利用通信量、接続履歴）を管理者サイト等にて一元管理できることが望ましい。

7 データ通信回線の契約及び解約に伴う役務

データ通信回線の契約・解約手続など、本事業を運用する上において想定される事務負担を軽減するための役務の提供についての提案を求める。提案は、想定される事務作業の全部又は一部であることを問わない。なお、受託者が事務作業を全て自己の負担で行おうとする場合、提案は不要とする。

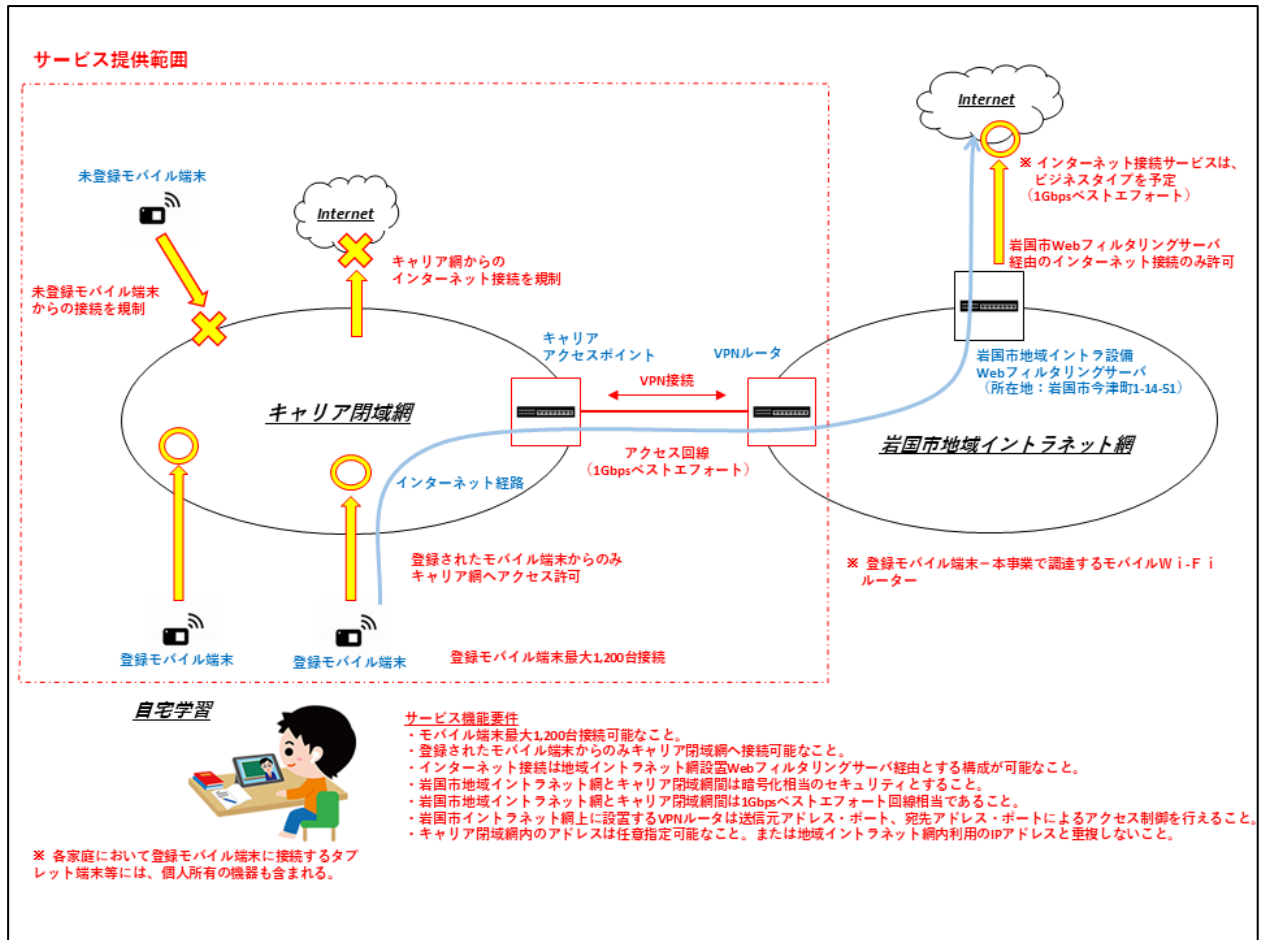
- ・受託者が事務作業の全部又は一部の役務を提供することを提案する場合、経費の算出根拠が明確であること。また、その価格を単価として設定できること。
- ・提供する役務の内容が手順書等により明示されていること。
- ・役務の検討は、以下の条件を踏まえて行うこと。
 - ア 端末の保管場所は、岩国市役所 4 階 学校教育課である。
 - イ 端末は、市が保管中、必ずしも充電された状態ではない。
 - ウ 端末は、各学校を通じて保護者（申請者）に配布する。
 - エ 端末の各学校への配送は、教育委員会と各学校間で利用する通送便によるか、受託者による直接配送とする。
 - オ 端末は、教育委員会又は各学校に届いた時点ですぐにデータ通信が利用できる状態であること。

8 端末を介してのインターネット利用時におけるアクセス先制御

端末は、児童生徒の学習に利用されるものであるため、それ以外の目的でのインターネット利用を制限するためのフィルタリング等の仕組みを提案すること。

- ・別図「構成例」のように、本市地域イントラネットワーク上の Web フィルタリングサーバーを経由してフィルタリング機能が働く構成とすることも可能である。この場合、必要な機器の設置等に係る経費については、受託者の負担とする。なお、この構成例のように、同ネットワークに影響を及ぼすおそれがある場合は、同ネットワークを本市との契約に基づき保守を行う事業者と協議し、その内容を書面で報告すること。
- ・上記方式は一例のため、これ以外の方法があれば提案すること。
- ・どの方式による場合でも、VPN 回線使用料、機器使用料など、維持管理経費が発生する場合は提示すること。
- ・構築に係るネットワークの構成図（論理、物理）等を提出すること。
- ・当該フィルタリング等の仕組みの運用中に受託者の責に帰する通信障害等が発生した場合は、迅速に復旧に当たるとともに、発生原因を究明し、必要な改善等の措置を行うこと。

別 図 構成例



9 その他

データ通信回線契約、データ通信回線の契約及び解約に伴う役務提供に係る契約、フィルタリングサービスに係る契約については、市議会審議により予算の否決又は減額をされたときは締結できないことがある。また、そのことを示す規定を契約書に明記することとする。

その他、本仕様書に記載のない事項又は記載事項に疑義が生じた場合は、本市と協議の上、決定する。